

令和7年度 マイナンバーカード普及促進事業 公募型プロポーザル方式実施公告

製造の請負、物件の買入れその他の契約に係る公募型プロポーザル方式実施要領（平成28年3月31日付け27契検第160号。以下「実施要領」という。）に基づき、公募型プロポーザル方式により契約の相手方を選定するため、次のとおり企画提案書を公募します。

令和7年5月30日

長野県企画振興部市町村課長

1 業務の概要

(1) 業務名

令和7年度 マイナンバーカード普及促進事業

(2) 業務の目的

令和6年12月2日のマイナンバーカードと健康保険証の一体化による保険証の廃止を踏まえ、マイナンバーカードの取得に課題がある方への普及促進を図るため、介護福祉施設・障がい福祉施設等への広域的な出張申請サポートなどを実施します。

これらの事業に係る業務を長野県内に本店又は支店・営業所を有する者に委託し、効果的で効率的な業務の遂行を図ります。

(3) 業務の内容

- ア 業務の実施に携わる者の確保
- イ 申請サポート業務の実施マニュアルの策定
- ウ 申請受付に携わる者への研修の実施
- エ 申請受付に必要な物品の調達・設置
- オ 情報機器等のセキュリティ対策
- カ 介護福祉施設、障がい福祉施設等における出張申請サポート業務の実施
- キ その他施設（公共施設や郵便局等）での出張申請サポート業務
- ク マイナンバーカードの交付支援
- ケ 申請サポート業務の周知・実施施設の募集業務
- コ 専用電話回線の設置
- サ 多様な主体との連携
- シ その他マイナンバーカードの普及促進に必要な業務

(4) 仕様等

別添仕様書のとおり。

(5) 企画提案を求める具体的内容の項目

- ア 基本的事項

- (ア) マイナンバーカードの申請サポートに係る法令等の制度解釈や普及促進・利活用に
係る情勢
- (イ) 新型コロナウイルス感染症対策
- イ 実施計画・体制
 - (ア) 申請サポート業務の実施施設・時間帯等の選定
 - (イ) 実施体制（人員体制・教育計画・役割分担等）
 - (ウ) 実施スケジュール
 - (エ) 効果を最大化するため、郵便局等多様な主体との連携を図るなどの独自提案や創意
工夫
- ウ 申請サポート業務を効果的に実施するための周知方法
- エ 業務に要する経費
- オ 類似業務の実績やノウハウの蓄積
- (6) 業務の実施場所 県内全域
- (7) 履行期間 契約日から令和 8 年 2 月 27 日まで
- (8) 費用の上限額 金 30,000,000 円（消費税及び地方消費税の額を含む。）

2 応募資格要件

公募型プロポーザル方式に応募する者は、次の各号に掲げる要件を満たさなければなりません。これらの要件を満たさない者が行った実施要領第 19 の企画提案書の提出から第 31 の契約の締結までの手続は、無効とします。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項及び財務規則（昭和 42 年長野県規則第 2 号）第 120 条第 1 項の規定により入札に参加することができない者でないこと。
- (2) 物品購入等入札参加資格者に係る入札参加停止措置要領（平成 23 年 3 月 25 日付け 22 管第 285 号）に基づく入札参加停止の措置を受けていないこと。
- (3) 長野県建設工事等入札参加資格者に係る入札参加資格停止措置要領（平成 23 年 3 月 18 日付け 22 建政技第 337 号）に基づく入札参加停止の措置を受けていないこと。
- (4) 長野県暴力団排除条例（平成 23 年長野県条例第 21 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団員又は同条例第 6 条第 1 項に規定する暴力団関係者でないこと。
- (5) 法人にあつては県税、消費税及び地方消費税、個人にあつては県税、消費税及び地方消費税並びに個人住民税（個人の市町村民税・県民税）を完納していること。
- (6) 労働保険、厚生年金保険及び健康保険に加入する義務がある者にあつては、これらに加入していること。
- (7) 長野県内に本店又は支店・営業所を有すること。

3 参加申込書の作成・提出

公募型プロポーザル方式に応募する者は、次に掲げる事項に留意の上、参加申込書を提出するものとします。(4) アに定める提出期限までに参加申込書を提出しない場合は、企画提案書を提出することができません。

(1) 参加申込書の作成様式

様式第1号による。

(2) 参加要件具備説明書類のとりまとめ様式及び誓約書

様式第1号の附表1及び附表2による。

(3) 担当課・問合せ先

〒380-8570 長野県長野市大字南長野字幅下 692-2	
長野県企画振興部市町村課行政係	
担 当	川俣
電 話	026-235-7063 (直通)
電子メール	s-gyosei@pref.nagano.lg.jp

(4) 参加申込書の提出期限、提出先及び提出方法

ア 提出期限 令和7年6月11日(水)

※持参での提出の場合：提出時間は午前9時から午後5時まで(土日及び休日※除く。)

※長野県の休日を定める条例(平成元年長野県条例第5号)第1条に規定する県の休日
をいう。以下同じ。

イ 提出先 3(3)に同じ。

ウ 提出方法 電子メール、持参又は郵送とします。ただし、郵送の場合は、提出期限までに提出先に到達したものに限り、電子メール又は郵送で提出した場合は、到達したことを電話で3(3)の問い合わせ先に確認してください。

(5) 応募資格要件の審査

応募資格については、参加申込書及び資格要件具備説明書類等に基づき審査します。

(6) 非該当理由に関する事項

ア 参加申込書を提出した者のうち、応募資格要件に該当しなかった者に対しては、該当とならなかった旨及びその理由(非該当理由)を企画提案書の提出期限(6(5)ア)の3日前までに、書面により市町村課長から通知します。

イ 上記アの通知を受けた者は、通知を受けた日の翌日から起算して10日(土曜日、日曜日及び休日は除く。)以内に、書面(様式自由)により市町村課長に対して非該当理由について説明を求めることができます。

ウ 非該当理由についての説明を求められたときは、書面を受理した日の翌日から起算して10日(土曜日、日曜日及び休日は除く。)以内に書面により回答します。

エ 非該当理由の説明請求の受付

- (ア) 受付場所 3 (3) に同じ。
- (イ) 受付時間 上記イの期間中、午前9時から午後5時まで（土日及び休日除く。）
- (7) その他の留意事項
 - ア 応募資格要件の非該当者以外の者への通知は、行いません。
 - イ 参加申込書提出後に辞退する場合は、辞退届（任意様式）を提出してください。

4 説明会の開催

実施しません。

5 不明な点がある場合の質問の受付場所、受付期間、受付方法及びその回答方法

- (1) 受付場所 3 (3) に同じ。
- (2) 受付期間 令和7年6月11日（水）から令和7年6月20日（金）まで
- (3) 受付方法 業務等質問書（様式第2号）を電子メールにより提出するものとします。
- (4) 回答方法 質問者に対して電子メールにより回答するほか、市町村課長が求める企画提案項目に係る質問及び企画提案書の提出等の事務手続に係る一般的な質問の場合は、令和7年6月24日（火）までに長野県公式ホームページで公表します。

6 企画提案書の作成・提出

- (1) 企画提案書の作成様式
様式第3号による。
- (2) 企画書の作成様式
様式第3号の附表1による。
- (3) 企画書記載上の留意事項
 - ア 業務に要する経費は、本業務の実施に当たり必要な経費の内訳及び合計額を記載してください。また、経費の合計額は1 (8) に示す費用の上限額以内となるようにしてください。
 - イ 「5 再委託の予定」記載欄には、当該業務の一部を再委託する場合に記載してください。ただし、業務の全部を第三者に再委託することはできません。
- (4) 企画提案書に関する質問の受付場所、受付期間、受付方法及びその回答方法
5に同じ。
なお、企画提案内容に係る質問への回答は原則として非公開とします。
- (5) 企画提案書の提出期限、提出先、提出部数及び提出方法
 - ア 提出期限 令和7年6月27日（金）（土日及び休日除く。提出時間は午前9時から午後5時まで。ただし、最終日は午後3時まで）
 - イ 提出先 3 (3) に同じ。
 - ウ 提出部数 9部（正本1部、副本8部）

- エ 提出方法 持参又は郵送とします。ただし、郵送の場合は、提出期限までに市町村課に到達したものに限りです。郵送で提出した場合は、到達したことを電話で 3（3）の問い合わせ先に確認してください。

（6）企画提案の選定基準

企画提案は、別表の基準に基づいて評価、選定されます。

（7）企画提案の選定の方法

- ア 企画提案の配点の合計点について、50 点以上獲得した者（0 点となった審査項目のある者を除く）のうちから、最高点となった者を見積業者として選定します。
- イ 企画提案の選定に当たっては、企画提案審査会を開催し、提出書類により評価を行います。
- ウ 企画提案審査会でのプレゼンテーションの実施
プレゼンテーションは実施しません。

（8）選定者、非選定者への通知及び公表に関する事項

- ア 企画提案書を提出した者のうち企画提案が選定され、見積業者に選定された者に対して、その旨を見積業者選定通知書により市町村課長から通知します。
- イ 上記ア以外の者に対して、選定されなかった旨及び選定しなかった理由（以下「非選定理由」という。）を見積業者非選定通知書により市町村課長から通知します。
- ウ 見積業者を選定したときは、見積業者選定経過書及び企画提案審査会審査書を長野県公式ホームページに掲載します。

（9）非選定理由に関する事項

- ア （8）イの見積書非選定通知書を受けた者は、通知を受けた日の翌日から起算して 10 日（土日及び休日除く。）以内に、書面（様式自由）により市町村課長に対して非選定理由について説明を求めることができます。
- イ 非選定理由についての説明を求められたときは、書面を受理した日の翌日から起算して 10 日以内（土曜日、日曜日及び休日は除く。）に書面により回答します。
- ウ 非選定理由の説明請求の受付
（ア）受付場所 3（3）に同じ。
（イ）受付時間 上記アの期間中、午前 9 時から午後 5 時まで（土日及び休日除く。）

（10）その他の留意事項

- ア 企画提案書は、複数提出することはできません。
- イ 提出された企画提案書の内容は、変更することができません。
- ウ 提出された企画提案書は、返却しません。
- エ 企画提案書の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とします。
- オ 提出された企画提案書は、企画提案の選定以外には、提出者に無断で使用しません。
- カ 参加申込書及び企画提案書に虚偽の記載をした者は失格とするとともに、虚偽の記載又は説明をした者に対して入札参加停止を行うことがあります。

7 契約の締結等

(1) 契約の締結

長野県知事は、6（7）により選定された見積業者と本委託業務に係る仕様書を協議し、確定させた上で8（1）により見積書を徴取します。また、見積額が別に定める予定価格の範囲内であることを確認して、委託契約を締結するものとします。

(2) 契約書案

別添契約書（案）のとおりです。

8 見積書の提出

(1) 見積書の提出の依頼の通知を受けた者は、通知を受けた日の翌日から起算して3日以内

（3日目が土日及び休日の場合は、休日明けまで）に、見積書（様式第4号）により長野県知事に対して提出するものとします。

(2) 見積書が上記（1）の期限までに到達しないときは、当該見積は無効とします。

(3) 見積書の提出の依頼の通知を受けた者は、見積を辞退しようとするときは、理由を示した辞退届を提出してください。

(4) 見積を辞退した者は、これを理由として、以降の公募型プロポーザル方式等への参加について不利益な扱いを受けることはありません。

9 契約経過の公表

契約を締結した場合は、遅滞なく、契約業務名、履行場所、業務概要等の契約情報について、長野県公式ホームページに掲載します。

10 その他

(1) 関連情報を入手するための窓口 3（3）に同じ。

(2) 必要に応じて参加申込に関する照会を行う場合があります。

(3) 歳出予算において、この事業の委託契約に係る予算の執行が不可能となった場合には、契約を締結しないことがあります。

(別表)

審査項目	審査内容	配点
基本的事項	マイナンバーカードの関係法令を熟知し、普及・利活用等に関する情勢を十分に踏まえていること	5
	新型コロナウイルス感染症等の感染予防・感染拡大の防止に十分配慮していること	10
実施計画・体制	実施回数及び効果的な実施場所・時間等の選定について説得力があり、かつ具体的であること	20
	事業の実施に必要な人員体制・教育計画・役割分担等が整理され、適切に行える体制が整っていること	5
	事業の実施スケジュールが実現可能であること	5
	事業の実施による効果を最大化するため、郵便局等多様な主体との連携を図るなど、独自の提案や創意工夫がなされていること	25
事業の周知	事業の効果が最大化するよう、事業の実施を施設に周知し、積極的に実施について働きかける具体的な内容が盛り込まれていること	15
経済性	必要経費が適切に見積もられ、企画の内容や効果等からみて適切な範囲内かつ県の予算の範囲内であること	5
業務実績	提案内容を裏付ける類似業務の実績やノウハウの蓄積があること	10
合計		100